大阪広域環境施設組合職員倫理規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員倫理規則(平成 27 年規則第 19 号)に関する規則の一部を次のように 改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(遵守事項)	(遵守事項)
第2条 [略]	第2条 [同左]
2 条例第7条第2項の服務規律の確保及び	2 [同左]
市民の疑惑や不信を招くような行為の防止	
のために職員が遵守すべき事項は、次に掲げ	
る事項及び次条の規定により行ってはなら	
ないとされた行為を行わないこととする。	
[(1)~(10) 略]	[(1)~(10) 同左]
(11) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラ	(11) [同左]
スメント(職場における次に掲げるものを	
いう。) を行わないこと	
ア 職員に対する次に掲げる事由に関す	ア [同左]
る言動により当該職員の勤務環境が害	
されること	
[(ア)~(ウ) 略]	[(ア)~(ウ) 同左]
<u>(エ)</u> 不妊治療を受けること	[新設]
[イ 略]	[イ 同左]
[(12)~(14) 略]	[(12)~(14) 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は 注記である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。